

昭和三十三年厚生省令第二十四号

臨床検査技師等に関する法律施行規則

衛生検査技師法(昭和三十三年法律第七十六号)第十七条及び附則第三項並びに衛生検査技師法施行令(昭和三十三年政令第二百一十六号)第三条、第四条及び第十二条の規定に基き、衛生検査技師法施行規則を次のように定める。

第一章 業務

(法第二条の厚生労働省令で定めるもの)

第一条 臨床検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第二条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 微生物学的検査

二 免疫学的検査

三 血液学的検査

四 病理学的検査

五 生化学的検査

六 尿・糞便等一般検査

七 遺伝子関連・染色体検査

八 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものと除く。)

九 脈波検査

十 熱画像検査

十一 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)

十二 重心動描計検査

十三 持続皮下グルコース検査

十四 超音波検査

十五 磁気共鳴画像検査

十六 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)

十七 毛細血管抵抗検査

十八 経皮的血液ガス分圧検査

十九 听力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聽力レベルによるものを除いたものに限る。)

イ 周波数千ヘルツ及び聽力レベル三十デシベルのもの

ロ 周波数四千ヘルツ及び聽力レベル二十五デシベルのもの

ハ 周波数四千ヘルツ及び聽力レベル三十デシベルのもの

ニ 周波数四千ヘルツ及び聽力レベル四十デシベルのもの

ト 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)

二十一 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

二十二 直腸肛門機能検査

第二章 直腸肛門機能検査

第三章 免許

(法第四条第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条の三 法第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚又は精神の機能の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第一条の四 厚生労働大臣は、臨床検査技師の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者が免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(免許の申請手続)

第一条の五 臨床検査技師等に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条の臨床検査技師の免許の申請書は、様式第一によるものとする。

2 令第一条の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

二 令第一号の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

籍等)を記載したものに限る。第三条の三第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条の三第二項において同じ。)(登録事項)

二 視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

(登録事項)

二 令第二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる事項以外で臨床検査技師名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

一 再免許の場合には、その旨

二 免許証を書換交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

四 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

五 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

六 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

七 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

八 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一〇 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一一 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一二 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一四 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一五 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一六 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一七 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一八 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

一九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二〇 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二一 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二二 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二四 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二五 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二六 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二七 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二八 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

二九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三〇 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三一 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三二 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三三 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

三四 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

籍等)を記載したものに限る。第三条の三第二項において同じ。)(試験の公告)

二 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えなければならない。

三 令第六条第三項の手数料の額は、三千百円とする。

四 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

五 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

六 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

七 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

八 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

九 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一〇 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一一 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一二 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一三 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一四 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一五 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一六 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一七 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一八 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一九 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二〇 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二一 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二二 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二三 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二四 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二五 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二六 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二七 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二八 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二九 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三〇 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三一 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三二 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三三 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三四 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三五 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三六 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三七 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

三八 令第六条第三項の手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

申請書は、様式第四によるものとする。

条第三号に規定する大学又は学校若しくは臨床検査技師養成所において厚生労働大臣の指定する検査並びに採血及び検体採取に関する科目を修めたことを証する書類
イ 令第十八条第三号イに該当する者であるときは、卒業証書の写し又は卒業証明書
ロ 令第十八条第三号ロに該当する者であるときは、獣医師免許証又は薬剤師免許証の写し
ハ 令第十八条第三号ハに該当する者であるときは、外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは専門学校卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けたことを証する書類
五 令第十八条第四号に該当する者であるときは、卒業証書の写し又は卒業証明書並びに同号の規定による厚生労働大臣の指定する検査並びに採血及び検体採取に関する科目を修めたことを証する書類
六 法第十五条第三号に該当する者であるときは、外国の法第二条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けたことを証する書類
七 写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
(受験手数料)

第七条 試験を受けようとする者は、手数料として一万三千三百円を納めなければならない。
(合格証書)
第八条 試験に合格した者には、合格証書を交付する。
(合格証明書)

第九条 試験に合格した者は、合格証明書の交付を申請することができる。
2 前項の規定によつて合格証明書の交付を申請する者は、手数料として二千九百五十円を納めなければならない。
(手数料の納入方法)

第十条 第七条又は前条第二項の規定による手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならぬ。
第三章 衛生検査所
(法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為)
第十条の二 法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とす
る。①衛生検査所の登録の申請
②衛生検査所の登録の取消
③衛生検査所の登録の変更
④衛生検査所の登録の再登録
⑤遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の同意書及び履歴書
⑥次条第十三号に掲げる検査案内書
⑦次条第十四号に掲げる標準作業書
⑧次条第十五号に掲げる作業日誌
⑨次条第十六号に掲げる台帳

一 法第十一条に規定する採血（以下この条において「採血」という。）を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為（電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。）
二 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為
三 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該採血装置を操作する行為並びに当該採血装置の操作が終了した後に抜針及び止血を行う行為
四 超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
(登録の申請手続)
第十二条 法第二十条の三第一項に規定する衛生検査所（以下「衛生検査所」という。）について同項の登録を受けようとする者は、様式第六による申請書をその衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 衛生検査所の図面
二 検体検査の業務（以下「検査業務」という。）の管理を職務とする者（以下「管理者」という。）の同意書（開設者が自ら管理を行なう場合を除く。）及び履歴書
三 医師以外の者が管理者である場合にあつては、衛生検査所の検査業務を指導監督するため選任された医師の同意書及び當該管理者の就任に関する当該医師の承諾書
四 専ら精度管理（検体検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を職務とする者（以下「精度管理責任者」という。）の同意書
五 検査業務に従事する者の消毒のための設備を有すること。
六 防じん及び防虫のための設備を有すること。
七 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。
八 検査業務に従事する者の消毒のための設備を有すること。
九 管理者として検査業務に関し相当の経験を有する医師が置かれているか、又は管理者として検査業務に関し相当の経験を有する臨床検査技師（検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあつては、管理者として当該衛生検査所における検査業務の管理に関し必要な知識及び技能を有する臨床検査技師とし

十 次条第十七号に掲げる組織運営規程
第十二条 法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
(衛生検査所の登録基準)

一 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器のほか、別表第一の上欄に掲げる検査にあつては、別表の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる検査用機械器具を有すること。
二 別表第二の各号の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上の面積を有する検査室を有すること。ただし、血液を血清及び血餅に分離すること（以下「血清分離」という。）のみを行う衛生検査所については、十平方メートル以上の面積を有する検査室を有すること。
三 検査室は、検査室以外の場所から区別され、十分な照明及び換気がされるものであること。
四 微生物学的検査をする検査室は、専用のものであり、かつ、他の検査室とも明確に区別されること。
五 医薬品である放射性同位元素で密封されないものの（放射性同位元素の数量及び濃度が別表第三に定める数量及び濃度を超えるものに限る。以下「検体検査用放射性同位元素」という。）を備える衛生検査所は、厚生労働大臣が定める基準に適合する検体検査用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の構造設備を有すること並びにその衛生検査所の管理に関して厚生労働大臣が定める基準に適合するために必要な措置を講じていること。
六 防じん及び防虫のための設備を有すること。
七 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。
八 検査業務に従事する者の消毒のための設備を有すること。
九 ハ 基準値及び判定基準
ヘ 医療機関に緊急報告を行うこととする検査の範囲
ト 検査に要する日数
ニ 検査の提出条件
トリ 検査依頼書及び検体ラベルの記載項目
ヌ 検体を医療機関から衛生検査所（他の衛生検査所等に測定を委託する場合にあつては、当該衛生検査所等）まで搬送するのに要する時間の欄

十 別表第五に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。
十一 営業所に関する書類
(衛生検査所の登録基準)

十二 別表第四の各号の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の医師又は臨床検査技師が置かれていること。ただし、一人以上の医師又は臨床検査技師が置かれていること。

十三 別表子細に掲げる事項については検査項目ごとに記載したものに限る。が作成されていること。

十四 別表第五に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。

十五 別表第五の上欄に掲げる標準作業書に記載された作業日誌の記入要領に従い、次に掲

（受験願書に添えるべき書類の特例）

2 この省令は、昭和三十三年七月二十二日から施行する。

法附則第二項又は第三項の規定により試験を受けようとする者は、第六条の受験願書に、同条第二号又は第三号に掲げる書類に代えて、それぞれ法附則第二項又は第三項に該当する者であることを証する書類を添えなければならぬ。

（高等学校に入学することができる者と同等以上上の学力があると認められる者）

3 法附則第三項の規定により高等学校に入学することができる者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者

二 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者

三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者

四 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者

五 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十号）による青年学校の普通科の課程を修了した者

六 昭和十八年文部省令第六百三十三号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程）第一条から第三条まで及び第七条の規定により第一号、第二号又は第四号に掲げる者と同一の取扱を受ける者

七 前各号に掲げる者のほか、厚生大臣において法附則第三項の設施の入所に關し高等学校に入学することができる者とおおむね同等の学力を有すると認定する者

附 則（昭和三六年一二月二八日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年一一月二十五日厚生省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年一二月三日厚生省令第五八号）

この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八百三十三号。以下「改正法」という。）附則第七条、第八条又は第九条の規定により臨床検査技師国家試験を受けようとする者は、第六条の受験願書に、同様第一号から第五号までに掲げる書類に代えて、改正法附則第七条、第八条又は第九条に該当する者であることを証する書類を添えなければならない。

改正法附則第十条の旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第二百九号）による師範学校予科を修了した者
- 二 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者
- 三 旧師範教育令による改正前の同令（明治三十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者
- 四 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程）第二条又は第五条の規定により中等学校を卒業した者又は第一号に掲げる者と同一の取扱を受ける者
- 五 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者及び同検定規程第十一条第二項の規定により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
- 六 文部省令第三十号による検定に合格した者
- 七 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定による試験に合格した者
- 八 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号又は第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者
- 九 前各号に掲げる者のほか、文部科学大臣において学校の入学に関し、又は厚生労働大臣において養成所の入所に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと認定した者

この省令は、昭和五十年十一月十日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三一日厚生省令第一〇号）抄
この省令は、昭和五十一年四月十日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二九日厚生省令第一一號）
この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年三月二日厚生省令第二〇号）
この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五百五号）の施行の日（昭和五十六年三月六日）から施行する。

この省令の施行の際現に検体検査用放射性同位元素を備えている衛生検査所については、改正後の第十二条第五号の規定及び第九号の規定中検体検査用放射性同位元素を備えている衛生検査所に係る部分は、昭和五十六年九月五日までは、適用しない。

附 則（昭和五六年三月三一日厚生省令第二二号）抄
(施行期日)
この省令は、昭和五六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六六年五月二十五日厚生省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一三日厚生省令第二五号）
この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則（昭和六一年四月一〇日厚生省令第二八号）
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年二月一四日厚生省令第一〇号）
この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二三日厚生省令第一四号）
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一〇月三日厚生省令第五七号）
この省令は、昭和六三年四月一日から施行する。

この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和六年三月二四日厚生省令第六号）抄

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適當でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月一九日厚生省令第（一〇号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二七日厚生省令第一五号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第（一九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

用することができる。
附 則（平成三〇年一月三〇日厚生労働省令第一三九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則
第一號
抄
(令和元年五月七日厚生労働省令)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令
(経過措置)

で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令

による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省
繕つて使用することができる。）

(施行期日) 令第一〇号 抄

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）

から施行する。
(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」と

いう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使

用することができる。 附 則（令和二年三月五日厚生労働省令）

(施行期日) 第二六号

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律)

施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨

第二条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則に関する経過措置)

厚生労働省令第七十五号	附則第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)第十二条の規定の一部については、新型コロナウイルスの感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する力があるものに限る。)によるものに限る。)に係る検体検査を行ふために開設される衛生検査所について、当分間、適用しないことができる。
附 則(令和二年一月二十五日厚生労働省令第二〇八号)	抄
施行期日	この省令は、公布の日から施行する。
経過措置	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則(令和三年七月九日厚生労働省令第一一九号)	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則(令和四年七月二八日厚生労働省令第一一〇七号)	この省令は、令和三年十月一日から施行する。
施行期日	この省令は、公布の日から施行する。
経過措置	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則(令和六年一月二六日厚生労働省令第一九号)	この省令による改正前の様式によるものとみなす。

この省令は、令和六年四月一日から施行する。
別表第一（第十二条関係）

別表第一 （第十二条関係）		この省令は、令和六年四月一日から施行する。											
		微生物学的検査			免疫学的検査			免疫学的検査			免疫学的検査		
		細菌培養同定検査	細菌培養同定検査	細菌培養同定検査	血液学的検査	血液学的検査	血液学的検査	血液学的検査	血液学的検査	血液学的検査	免疫血清学検査	免疫血清学検査	免疫血清学検査
遺伝子検査	染色体検査	一般検査	尿・糞便等検査	尿・糞便等検査	生化学的検査	生化学的検査	生化学的検査	病理学的検査	病理学的検査	病理学的検査	免疫血清学検査	免疫血清学検査	免疫血清学検査
染色体検査	染色体検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査	遺伝子検査
二	一	CO ₂ 装置	三	三	生殖細胞系列遺伝子検査	一	一	一	二	三	一	二	三
クリーンベンチ		高速冷却遠心器			病原体核酸検査	核酸増幅装置	核酸増幅装置	顕微鏡	顕微鏡	顕微鏡	顕微鏡	顕微鏡	顕微鏡

備考
三 写真撮影装置又は
画像解析装置

9 0 N b	8 9 N b	8 8 N b	9 7 Z r	9 5 Z r	9 3 Z r	8 9 Z r	8 8 Z r	8 6 Z r	9 5 Y	9 4 Y	9 3 Y	9 2 Y	9 1 m Y	9 0 m Y	9 0 Y	8 8 Y	8 7 Y	8 6 m Y	8 6 Y	8 2 S r	8 9 S r	8 7 m S r	8 5 m S r	8 3 S r	8 2 S r			
			をの放 射子 含む。孫 核平 衡種 中	をの放 射子 含む。孫 核平 衡種 中																						をの放 射子 含む。孫 核平 衡種 中		
1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 6	1 0 7	1 0 6	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 4	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5			
1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 2	1 0 3	1 0 2	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 1			
1 0 0	9 R R h	9 9 R h	1 0 6 R u	1 0 5 R u	1 0 3 R u	9 7 R u	9 4 T c	1 0 1 T c	9 9 T c	9 8 T c	9 7 T c	9 7 T c	9 6 T c	9 5 T c	9 5 T c	9 4 m T c	9 3 m T c	9 3 T c	9 0 1 M o	9 3 M o	9 0 N b	9 8 N b	9 6 N b	9 5 N b	9 4 N b	9 3 m N b		
			をの放 射子 含む。孫 核平 衡種 中																									
1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 7	1 0 6	1 0 5	1 0 7	1 0 6	1 0 6	1 0 7	1 0 8	1 0 7	1 0 6	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 7		
1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 3	1 0 1	1 0 2	1 0 3	1 0 1	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 4								
d 1 3 m C C	1 1 0 9 C d	1 0 7 C d	1 0 4 A g	1 1 5 A g	1 1 2 A g	1 1 0 m A	g 1 0 8 m A	1 1 0 6 m A	g 1 0 5 A g	1 0 4 m A	g 1 0 3 A g	1 0 2 P d	1 0 9 P d	1 0 7 P d	1 0 3 P d	1 0 1 P d	1 0 0 R h	1 0 6 R h	1 0 5 R h	1 0 3 m R	1 0 2 m R	1 0 1 R h	1 0 1 R h	1 0 1 R h	1 0 1 R h			
1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 5	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 6	1 0 5	1 0 7	1 0 8	1 0 6	1 0 7	1 0 6	1 0 7	1 0 7		
1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 1	1 0 3	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 2	1 0 3	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 4	1 0 2	1 0 2		
1 2 1 S n	n 1 9 m S	n 1 1 7 m S	n 1 1 3 S	n 1 1 0 S	n 1 1 9 m I	n 1 1 7 m I	n 1 1 5 m I	n 1 1 4 m I	n 1 1 3 I	n 1 1 2 I	n 1 1 1 I	n 1 1 0 I	d 1 0 9 I n	d 1 1 7 C d	d 1 1 5 C d	d 1 1 1 R h	d 1 1 1 R h	d 1 1 1 R h										
1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 6	1 0 7	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6	1 0 5	1 0 6		
1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 3	1 0 2	1 0 2	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 3	1 0 2	1 0 3	1 0 2	1 0 3	1 0 2	1 0 3	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 1	1 0 2	1 0 1	1 0 3	1 0 2		

1 9 3 O s	s 1 9 1 m O	s 1 9 8 9 m O	1 8 8 5 O	1 8 2 0 s	1 8 1 0 s	1 8 0 R	e 1 8 8 m R	1 8 8 7 R	1 8 8 6 R	e 1 8 4 m R	1 8 4 2 R	1 8 1 R	1 7 7 R	1 8 8 W	1 8 8 W	1 8 8 7 W	1 8 8 1 W	1 7 7 W	1 7 7 W
						をの放 射子孫 平衡中 種								をの放 射子孫 平衡中 種				をの放 射子孫 平衡中 種	
1 × 1 0 6	1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 5	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 6
1 × 1 0 2	1 × 1 0 0 3	1 × 1 0 0 4	1 × 1 0 0 1	1 × 1 0 0 2	1 × 1 0 0 1	1 × 1 0 0 2	1 × 1 0 0 2	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 3	1 × 1 0 0 2	1 × 1 0 0 1	1 × 1 0 0 1	1 × 1 0 0 1	1 × 1 0 0 2	1 × 1 0 0 4	1 × 1 0 0 3	1 × 1 0 0 2	1 × 1 0 0 1	1 × 1 0 0 1



様式第一（第一条の五関係）

備考	一 血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、 検体受付及び仕分標準作業書、測定標準作業 書、精度管理標準作業書、検体処理標準作業 書、検査依頼情報・検査結果報告情報標準作業 書並びに教育研修・技能評価標準作業書を作成 することを要しない。 二 血清分離のみを行う者にあつては、血清分離 標準作業書の記載すべき事項として検査結果報 告台帳の記入要領を求める。 三 血清分離を行わない衛生検査所にあつては、 血清分離標準作業書を作成することを要しな い。	一 検体保管・返却・廃棄処理台帳の記 入要領 作成及び改定年月日
四 能評・教研・苦情処理標準	一 検査依頼情報・検査結果情報台帳の記 入要領 作成及び改定年月日	一 情報の記録媒体及び交換方法に関する事 項
五 作業書	二 情報の規格及び内容確認の方法に関する事 項	二 情報の規格及び内容確認の方法に関する事 項
六 作業書	三 情報の追加及び修正の方法に関する事 項	三 情報の追加及び修正の方法に関する事 項

様式第二（第二条の二、第三条の二関係）

様式第三（第三条関係）

様式第四（第三条の三関係）

樣式第九（第十六条關係）

様式第9号(第十九条関係)	
変更届書	
登録番号	登録年月日
衛生検査所の名前	
衛生検査所の所在地	
変更内容	
変更年月日	変更箇所
備考	

上記により、変更の届出をします。
年　月　日

住 所 《法人にあつては、主たる事務所の所在地》
氏 名 《法人にあつては、名称及び代表者の氏名》

樣式第十（第十八条關係）

様式第十八(八十八番類似)		登録認可者換交付申請書	
登録番号	登録年月日		
衛生機関の名前		衛生監査所の所在地	
変更内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日			
備 考			

上記により、登録証明書の番換え交付を申請します。

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(注意) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。

樣式第十一（第十九條關係）

様式第十一(第十九条同様)		登録証明書又交付申請書
登録番号		登録年月日
衛生検査所の名称:		
衛生検査所の所在地:		
再交付申請の理由:		
備 考		

上記により、登録証明書の再交付を申請します。

年 月 日

氏名 (法人にあつては、名)
略及び代表者の氏名

(注意) 1 無紙の大きさは、Mとすること。

字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

様式第十二（第二十二条関係）

第 二 頁	()
稽査検討係等に関する法律第20条の 6項の規定による身分証明書 氏名	
年 月 日 生	
年 月 日 発行	
 郡道府県(区町表示)設置	
 写 真	